

高齢者（70歳以上）の所得判定の基準が変わります

高齢者の方が、病院などの窓口で支払う自己負担割合を決定する、「所得判定」の基準が変更となります。

所得判定は、毎年8月に町民税の課税所得額を用いて行います。

今回変更となるのは、現役世代と同程度の所得のある70歳以上の方（現役並み所得者）で、課税所得額が145万円以上（収入額では、高齢者複数世帯520万円以上、高齢者単身世帯383万円以上）の方が該当になります。

なお、負担割合が変更になる方などには、直接通知などでお知らせします。

◆問い合わせ

町民生活課 ☎72-6933



65歳以上の方の介護保険料はどのくらい納めるの？

介護保険制度は、介護が必要になった方が、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていくというものです。一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源となります。それでは、介護保険料はどのように納めるのでしょうか。

介護保険料の納め方は、年金の受領額によって、『特別徴収』と『普通徴収』の2通りに分かれます。

特別徴収
年金が原則として18万円以上の方は年金からの天引きになります。

●保険料の年額が、年金の支払い月（偶数月）に年6回に分けて天引きになります。

●特別徴収の対象者（年金からの天引き可能な方）として把握されると、おおむね6カ月後から保険料が天引きになります。

※天引きの対象となる年金は、これまで老齢（退職）年金だけでしたが、平成18年度から遺族年金と障害年金が追加されました。

普通徴収

年金が原則として年額18万円未満の方は納付書で個別に収めます。特別徴収（年金天引き）が開始されるまで6カ月は納付書

で収めます。また、特別徴収の方でも年金天引きができない事由が発生した場合は、納付書で納めていただく場合もあります。

●老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金を受給していない方、または老齢福祉年金を受給している方も含みます。

●保険料の年額を6期（7月、8月、9月、11月、12月、1月）に分けて納めます。

●役場健康福祉課から納付書を送付しますので、取り扱い金融機関で納めてください。

納付書で納める方は

便利で確実な口座振替を

忙しい方、なかなか外出できない方は、介護保険料の口座振替が便利です。

手続きは、
①介護保険料の納付書、通帳と印鑑（通帳届出印）を用意します。

②取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。

※口座振替の開始は、申込日の翌日以降になります。

※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。

ひとり親家庭医療費受給者の方へ

ひとり親家庭医療費受給者証の更新を次の日程で行います。この更新手続きを行わなかった場合は、平成18年8月以降の医療費の助成を受けることができなくなりますのでご注意ください。

●受付日時

7月25日(火)から26日(水)まで 午前9時から午後7時まで

●受付場所 健康福祉課

●必要なもの

- ・ひとり親家庭医療費受給資格登録更新申請書
- ・ひとり親家庭医療費受給者証(青色のカード)
- ・受給者と児童の戸籍謄本(児童扶養手当受給者は除く)
- ・受給者と児童の健康保険証
- ・児童扶養手当証書(手当受給者のみ)
- ・診断書または障害者手帳の写し(受給者の配偶者が障害者の場合、児童扶養手当受給者は除く)

●その他

受給者の方へは個別に登録更新申請書を送付します。必要事項を記入の上、更新手続きをお願いします。

◆問い合わせ 健康福祉課 ☎72-6934

重度心身障害者医療費受給者の方へ

重度心身障害者医療費受給者証の更新を次の日程で行います。

この更新手続きを行わなかった場合は、平成18年8月以降の医療費の助成を受けることができなくなりますのでご注意ください。

●受付日時

7月26日(水)から28日(金)まで

午前9時から午後5時まで

※26日は窓口延長に伴い午後7時まで受付します。

●受付場所 健康福祉課

●必要なもの

- ・重度心身障害者医療費受給者証(ピンクのカード)
- ・お持ちの障害者手帳
- ・健康保険証
- ・印鑑

◆問い合わせ 健康福祉課 ☎72-6934